第二条の二　［略］

第三条　輸出令別表第一の四の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～二　［略］

三　推進装置若しくはその部分品、モータケースのライニング若しくは断熱材であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品

イ　ターボジェットエンジン又はターボファンエンジンであって、次のいずれかに該当するもの

（一）　次の1から4までの全てに該当するもの

1　最大推力が四〇〇ニュートンを超えるもの（最大推力が八、八九〇ニュートンを超えるものであって、本邦の政府機関が民間航空機に使用することを認定したものを除く。）

2　燃料消費率が一時間につき推力一ニュートン当たり〇・一五キログラム以下のもの

3・4　［略］

（二）　［略］

ロ～ル　［略］

四～二十七　［略］

第四条　輸出令別表第一の五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～四　［略］

五　合金の粉末又は合金の粒子状物質の製造用に設計した装置であって、次のイ及びロに該当するもの

イ　コンタミネーションを防止するように特に設計したもの

ロ　第七号ハ（二）1から8までのいずれかに該当する方法において使用するように特に設計したもの

六～十　［略］

十一　潤滑剤として使用することができる材料、振動防止用に使用することができる液体又は冷媒用の液体であって、次のいずれかに該当するもの

イ～ハ　［略］

ニ　電子機器の冷媒用に設計した液体であって、フルオロカーボンからなるもののうち、次の（一）及び（二）に該当するもの

（一）・（二）　［略］

十二～十四　［略］

十五　繊維又はこれを使用したプリプレグ若しくはプリフォームであって、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ　［略］

第二条の二　［略］

第三条　輸出令別表第一の四の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～二　［略］

三　推進装置若しくはその部分品、モータケースのライニング若しくは断熱材であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品

イ　ターボジェットエンジン又はターボファンエンジンであって、次のいずれかに該当するもの

（一）　次の1から4までの全てに該当するもの

1　機体に搭載されていない状態における最大推力が四〇〇ニュートンを超えるもの（機体に搭載されていない状態における最大推力が八、八九〇ニュートンを超えるものであって、本邦の政府機関が民間航空機に使用することを認定したものを除く。）

2　海面上における国際民間航空機関が定める標準大気状態での最大連続推力の燃料消費量が一時間につき推力一ニュートン当たり〇・一五キログラム以下のもの

3・4　［略］

（二）　［略］

ロ～ル　［略］

四～二十七　［略］

第四条　輸出令別表第一の五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～四　［略］

五　合金又はその粉末の製造用の装置（コンタミネーション防止対策を講じてあるものに限る。）であって、第七号ハ（二）1から8までのいずれかに該当する方法において使用するように設計したもの

［新設］

［新設］

六～十　［略］

十一　潤滑剤として使用することができる材料又は振動防止用若しくは冷媒用に使用することができる液体であって、次のいずれかに該当するもの

イ～ハ　［略］

ニ　電子機器の冷媒用に使用することができる液体であって、フルオロカーボンからなるもののうち、次の（一）及び（二）に該当するもの

（一）・（二）　［略］

十二～十四　［略］

十五　繊維又はこれを使用したプリプレグ若しくはプリフォームであって、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ　［略］